

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年3月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900549号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900033号

第1 結論

請求期間のうち、昭和47年2月から昭和49年2月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年1月から昭和50年10月まで

私は請求期間において事業所を経営しており、同事業所の専務だった友人から紹介された経理士に請求期間に係る国民年金の加入手続を任せており、同経理士が私の請求期間に係る国民年金保険料を納付していた。昭和47年分の所得税の確定申告書の控えを提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、請求者が経営していた事業所の専務だった友人から紹介された経理士に請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を全て任せており、請求者自身は当該手続及び国民年金保険料の納付については何も分からない旨陳述しているところ、請求者は当該経理士の氏名等を記憶しておらず、当該友人は既に亡くなっている旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る当該加入手続及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

しかしながら、請求者から提出された「47年分の所得税の確定申告書(一般用)」の控え(以下「昭和47年分の確定申告書の控え」という。)の社会保険料控除欄の「社会保険の種類」には「国民年金」、「支払保険料」には「12,600」と記載されている上、当該確定申告書の控えは申告の対象となる年が印字されていることから、税務署所定の様式であると推認され、当該確定申告書の控えに加筆修正の形跡は見当たらない。

また、請求者は、提出した昭和47年分の確定申告書の控えに記載された国民年金保険料額は請求者一人分の国民年金保険料額である旨陳述しており、当該確定申告書の控えに記載された国民年金保険料額は、昭和45年7月分から昭和47年6月分までのうち国民年金保険料の15

か月分(6,750円)と昭和47年1月に1年分の国民年金保険料を前納した場合の前納額(5,850円)の合計額及び昭和45年7月分から昭和47年6月分までのうち国民年金保険料の1か月分(450円)と昭和47年3月に2年分の国民年金保険料を前納した場合の前納額(1万2,150円)の合計額と一致する。

さらに、国民年金保険料については、現年度分の国民年金保険料は市区町村、過年度分の国民年金保険料は社会保険事務所(当時)に収納され、現年度分の国民年金保険料の納付状況については市区町村(市区町村で記録された内容が市区町村から社会保険事務所に進達される)、過年度分の国民年金保険料の納付状況については社会保険事務所で記録されることになるため、現年度分と過年度分の双方の国民年金保険料を納付した場合、市区町村と社会保険事務所の双方において請求者の国民年金保険料の納付状況がそれぞれ記録されることになることから、市区町村と社会保険事務所の双方が特定の者に対して事務処理を誤ったとは考え難いことから、請求者は昭和47年に、昭和47年分の確定申告書の控えに記載された1万2,600円の国民年金保険料を市区町村に納付したと推認され、同確定申告書の控えに記載された1万2,600円は、請求者の昭和47年2月から昭和49年2月までの期間に係る国民年金保険料額であると認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和47年2月から昭和49年2月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち昭和47年1月及び昭和49年3月から昭和50年10月までの期間については、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち昭和47年1月及び昭和49年3月から昭和50年10月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900577号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900112号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年10月から平成9年12月まで

A社に営業部長として勤務していた請求期間について、厚生年金保険の加入記録がない。当時の社長から新商品の開発を依頼されて入社することとなり、入社時にはオレンジ色の年金手帳を会社に預け、正社員として勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。同社を退職後は、雇用保険からの給付を受けた。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者については、雇用保険の加入記録及び支給記録により、A社における資格取得年月日は平成11年6月3日、離職年月日は平成12年3月10日であること及び当該離職後に基本手当を受給していることが確認できるものの、請求期間に係る加入記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、A社の請求期間当時の事業主は既に死亡している上、同社の閉鎖事項全部証明書により確認できる破産手続終結時点の事業主は、請求期間当時、自身はまだ同社に勤務しておらず、現在は同社に係る資料は残っていないと回答していることから、請求者の同社における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社において、請求期間より前に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年3月29日に被保険者資格を喪失した30人のうち、照会可能と考えられる26人に照会したところ12人から回答があったが、同社に新商品の開発する部署ができたことを記憶している者が複数いたものの、請求者を記憶している者はおらず、請求者の同社における勤務実態について確認することができない。

なお、前述のとおり、請求者は、請求期間より後の平成11年6月3日から平成12年3月10日までA社において雇用保険に加入していることが確認できるものの、当該期間についても、

事業主及び同僚から、請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。